

## 藤沢市ごみ減量推進店制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大量消費社会に生きるわたしたちは、いま、地球にやさしい暮らしに転換するため、ごみを買わない、ごみを出さない、そして再生・再用品を積極的に使う暮らしをすることで、ごみの減量と再資源化を進めるため、販売店の協力を得て、ごみ減量推進店を認定し、市民の理解と協力を求めていくことを目的とする。

### (ごみ減量推進店)

第2条 ごみ減量推進店（以下「推進店」という。）は、次のいずれかの事項を実施している販売店とする。

- ① 商品の包装簡素化。
- ② 買物袋（かご）持参の奨励。
- ③ 再資源化。
- ④ 前各号に掲げる、具体的な実施内容は、別に定める。

2 推進店は、前項各号に掲げるほか、次に掲げる事項についても、積極的に実施しなければならない。

- ① トレイ等を極力使わずに販売するよう努める。
- ② 生産者および卸売り業者などの仕入先に対し、商品の梱包等の簡素化を図るよう働きかける。
- ③ 広告チラシ・刊行物・事務用紙など、紙の使用量をできるだけ少なくし、再生紙利用に努める。
- ④ 消費者に対して、広告チラシ等のなかで、ごみ減量・再資源化を積極的に呼びかける。
- ⑤ 従業員に対して、研修会等を利用し、ごみ減量・再資源化の教育を行ない、意識の啓発を図る。
- ⑥ お店や事務所のダンボールなどの紙類、ビン類、カン類のリサイクルを行なう。
- ⑦ その他、自主的に創意・工夫で、ごみの減量・再資源化への取り組みを行なう。

### (申請)

第3条 推進店を希望する販売店は、ごみ減量推進店申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）を市長へ提出するものとする。

### (認定)

第4条 市長は、前条の申請に基づき、第2条第1項で示す事項のいずれかを実施している販売店を、ごみ減量推進店認定委員会（以下「認定委員会」という。）に推薦し

認定委員会がこれを認定する。

2 認定された販売店には、ごみ減量推進店認定書（第2号様式）および表示するもの（以下「表示板等」という。）を交付する。

（義務）

第5条 推進店として認定された販売店は、表示板等を店頭など、人目につくところに掲示するとともに、第2条各項で示す事項の実施に努め、ごみ減量・再資源化の推進を図る。

（認定取消）

第6条 市長は、第2条第1項で示す事項を実施していない推進店に対して、実施の働きかけを行なう。

2 市長は、前項の働きかけに応じない推進店を、認定委員会に報告し、認定の取消をすることができる。

（広報）

第7条 市長は、ごみ減量・再資源化について、事業者に働きかけるとともに、市民に対してもPRしていく。

（その他）

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附則

（施行期日） この要綱は、平成5年1月22日から施行する。